

補助額の算定方法による補助対象範囲について

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局
2019/07/10

○補助額の算定方法により、補助対象となる範囲が異なる工事のうち、主なものを以下に整理する。

○補助額の算定方法は、事業タイプに応じて以下のとおりとする。

- ・単価積上方式 : 評価基準型、認定長期優良住宅型で適用可能
- ・補助率方式 : 評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型で適用可能

	: 補助対象となる範囲
	: H31年度より新たに運用する部分

■0.2㎡未満の開口の扱い

省エネルギー対策の評価基準への適合方法		基準適用が除外される範囲	単価積上方式	補助率方式
改修タイプ以外	計算による場合※1	なし	0.2㎡未満も補助対象 (小サイズの単価を適用、 既存より性能向上が 図られていることが必要)	0.2㎡未満も補助対象 (既存より性能向上が 図られていることが必要)
	仕様基準による場合※2	床面積の2%以下 (日射遮蔽措置は4%以下)	0.2㎡未満は補助対象外	0.2㎡未満であっても 基準へ適合させた場合は補助対象
改修タイプの場合		0.2㎡未満の開口	0.2㎡未満は補助対象外	0.2㎡未満であっても 基準へ適合させた場合は補助対象

※1 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出基準等に係る事項」(平成28年1月29日国交省告示第265号)に基づいて算出する場合

※2 「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成28年1月29日国交省告示第266号)に基づき、計算によらず省エネ性能を確認するための仕様基準を用いる場合

■家庭用コージェネレーション設備(エネファーム)の扱い

省エネルギー対策の評価基準への適合方法		単価積上方式	補助率方式
1次エネルギー消費量等級4の場合	住宅全体での1次エネルギー消費量	補助対象外	補助対象
改修タイプの場合	②高効率化等設備 iv) その他:家庭用コージェネレーション設備	補助対象外	補助対象

■暖房設備の扱い(床暖房を含む※1)

省エネルギー対策の評価基準への適合方法		単価積上方式	補助率方式
1次エネルギー消費量等級4の場合	住宅全体での1次エネルギー消費量を計算にて確認	補助対象外	補助対象 (従前より性能が10%以上向上※2 することが必要)
改修タイプの場合	②高効率化等設備 i) 暖房:効率が10%以上向上※2する集中ボイラ、組込型エアコン等	補助対象外	補助対象

以下はすべて補助率方式における注意事項です。

※1 床暖房は、熱源の他、床暖房パネル等を含む。

※2 効率の向上については、以下のいずれかに適合すること。

・同種の暖房設備への交換の場合、カタログ等により効率が10%以上向上することが確認できるもの。

・上によることができない場合、1次エネルギー消費量の計算により、暖房設備の効率が10%以上向上することが確認できるもの。(詳細は別紙12を参照ください)

■仮設費用の扱い

工事の内容	単価積上方式	補助率方式
仮設足場の設置	補助対象	補助対象
	足場を用いる工事が特定性能向上工事なら、足場も特定足場を用いる工事がその他性能向上工事なら、足場もその他足場を特定性能向上工事にもその他性能向上工事にも用いる場合は、特定で計上	同左
上記以外の費用 (養生、運搬、清掃片付、残材処分、仮設トイレ、ガードマン、資材置場、出入口ゲート等)	補助対象外	補助対象

全体の工事費に対する特定性能向上工事費、その他性能向上工事費の比率を用いて、各仮設費用の特定/その他性能向上工事に相当する額を求めて計上

■専有部分のバリアフリー改修(その他性能向上工事)の扱い

(参考)

工事の内容		単価積上方式	補助率方式	備考	バリアフリー改修促進税制	性能表示制度(高齢者等配慮)
手すり設置	階段、便所、浴室、玄関、脱衣室	補助対象	補助対象		○	○
	居室、廊下	補助対象	補助対象		○	×
	転落防止	補助対象外	補助対象		×	○
床段差解消	下記以外	補助対象	補助対象	工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は対象外	○	○
	浴室出入口	補助対象外	補助対象	出入口部分のみ明確に区分できる場合は補助対象	○	○
通路等の拡幅		補助対象外	補助対象	通路等の拡幅工事のみ明確に区分できる場合は補助対象	○	○
階段の改良	階段勾配の緩和	補助対象外	補助対象		○	○
	階段形状の変更	補助対象外	補助対象		×	○
ホームエレベーターの設置		補助対象	補助対象		×	○
浴室の改良	浴室の床面積拡大	補助対象外	補助対象		○	○
	浴槽のまたぎ高さを低くする	補助対象外	補助対象		○	×
	浴槽の出入りを容易にする設備の設置	補助対象外	補助対象	工事を伴わない福祉用具やすのこ等の設置は対象外	○	×
	洗浄を容易にする水栓器具の設置	補助対象外	補助対象	蛇口の移設、レバー式蛇口、ワンタッチ式シャワーへの取り替え等	○	×
便所の改良	便所の床面積拡大	補助対象外	補助対象		○	○
	和式→洋式便器	補助対象外	補助対象		○	○
	便器の座高を高くする	補助対象外	補助対象	取外し可能な腰掛け便座(洋式便器の上に設置して高さを補うもの)は対象外	○	×
出入口戸の改良	開戸→引戸、折戸	補助対象 (床段差解消の場合のみ)	補助対象		○	×
	ドアノブ→レバーハンドル	補助対象外	補助対象		○	×
	開閉を容易にする器具の設置	補助対象外	補助対象		○	×
滑りにくい床材への交換		補助対象外	補助対象	滑り止め剤の塗布やテープシール貼付けによる表面処理のみは対象外	○	×
屋外スロープの設置		補助対象	補助対象		△ (玄関内側の段差解消と一体の場合のみ)	×
部屋の配置変更(便所等を特定寝室と同一階にする)		補助対象外	補助対象	バリアフリーに寄与する配置変更部分のみ明確に区分できる場合は補助対象	×	○
寝室の床面積拡大		補助対象外	補助対象	寝室部分のみ明確に区分できる場合は補助対象	×	○